

重要事項説明書

1、事業所の概要

事業所名	ケアステーションすみれが丘 居宅介護支援事業
所在地	横浜市都筑区すみれが丘 13-3
連絡先	電話 045-565-9397 FAX 045-565-9398
事業所指定番号	第 1473802229 号
管理者	野口 智世美
サービス提供地域	横浜市：都筑区全域・港北区全域・青葉区全域 川崎市：高津区全域・宮前区全域
併設事業	訪問介護・訪問看護・サービス付き高齢者向け住宅・通所リハビリ

2、事業所の職員体制

職種	人員	従事するサービス種類、業務
管理者	1名	業務の管理を一元的に行います。
主任介護支援専門員 兼務	1名	介護支援専門員へ指導及び助言、地域支援を行います。
介護支援専門員 専従 非常勤	1名 0名	要介護者からの相談に応じ、居宅サービス計画の作成を行います。又、課題の分析を行い必要に応じて利用者へ説明を行います。

3、業務日及び業務時間

業務日 月～金曜日 9：00～18：00 土曜日 9：00～13：00

※ただし日・祝日と12月30日～1月3日は休業

24時間連絡体制

緊急の連絡は夜間と休日でも24時間電話連絡体制を取ります。

夜間、車の運転中などの為連絡が受けられないこともありますので、留守番電話に必ずお名前とご用件の伝言をお願い致します。また、緊急連絡対応体制は24時間営業とは異なりますので、通常の相談は営業時間内をお願い致します。

営業時間内 ① 045-565-9397

業務時間外 ① 070-7499-6554

4、サービス内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプランの作成）
- (2) サービス事業所等及び関係行政機関等との連絡調整
- (3) ケアプランの実施状況の把握

- (4) 市区町村への連絡・調整
- (5) 介護保険施設の紹介その他便宜の提供

5、サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者様負担はありません。
- (2) 通常のサービス実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた所から、片道1キロメートルあたり100円（消費税別）
交通費の支払いを受ける場合には、利用者様、またはそのご家族様に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。
- (3) 利用者様は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については必要ありません。

6、当事業所における運営方針

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては利用者様の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者様の意向を踏まえた課題分析の結果を元にして、自立した日常生活を営むことができる事を目標としています。
また計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者様宅を訪問の上状況調査を行います。
- (1) 事業の実施にあたって介護支援専門員は、サービス事業者の選定又は推薦に当たり、利用者様の選択に基づく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整致します。その際利用者様及びご家族様は、介護支援専門員に対して複数の事業者の紹介を求めることが可能です。（半年に一度訪問介護サービス等の提供割合を集計し、公平中立に努めております。）
- (2) 利用者様から選択いただいたサービスと解決すべき課題に基づき、居宅サービス計画の原案を作成致します。その際、利用者様及びご家族様は、サービス計画書原案に位置付けた事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- (3) 事業実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健、医療、福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- (4) 事業者は、介護支援専門員の質の向上を図る為の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。
A 採用時研修 採用後6ヶ月以内 B 一般研修 都度実施

7、緊急時の対応

- (1) サービス提供にあたり事故体調の急変等が生じた時は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医名（医療機関名） 連絡先
緊急連絡先	氏名（続柄） 連絡先（携帯電話・固定電話）

- (2) 予定、緊急に関わらず、医療機関へ入院された場合は、入院先医療機関との早期からの連携を図る目的から、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関に提供していただきますようご協力をお願い致します。
- (3) 災害時、担当職員は被災者となる事も考えられるため、まずは職員本人の身の安全の確保と、家族の身の安全対応を優先させていただきます。その後、業務に就ける者から、皆様の安否確認対応等を順次させて頂くこととなります事、ご理解ご了承いただきたくお願い申し上げます。

8、個人情報の保護

(1) 情報の保護及び利用の制限

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者様、又はそのご家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。

ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、「個人情報使用同意事項」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますので、予めご理解ください。

(2) 個人情報の利用の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡致します。

ア、 法令に基づく場合

イ、 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、事前に同意を得ることが困難であるとき。

ウ、 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者様の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 守秘義務の継続

この守秘義務は、ご利用者様と当事業所の契約が終了した後も守られます。

9、虐待防止の為の措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止に関する責任者	管理者 野口 智世美
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 職員に対し、虐待防止等関連する研修の実施

(4) 虐待防止の為の対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果について職員への周知を行います

10、相談窓口・苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、担当介護支援専門員又は管理者までご連絡願います。

管理者 野口 智世美 受付時間 平日 9:00~18:00
 電話 045-565-9397 FAX 045-565-9398

○公的機関においても苦情申し立て等ができます。

- ・横浜市(本庁) 介護指導事業課 電話 045-671-2356
- ・横浜市 はまふくコール(横浜市苦情相談コールセンター) 電話 045-263-8084
 - ・港北区 高齢・障害支援課 電話 045-540-2325
 - ・都筑区 高齢・障害支援課 電話 045-948-2306
 - ・青葉区 高齢・障害支援課 電話 045-978-2454
- 川崎市(本庁) 介護保険課 電話 044-200-2678
 - ・高津区 高齢・障害支援課 電話 044-861-3269
 - ・宮前区 高齢・障害支援課 電話 044-856-3238
- 国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 電話 045-329-3447

11、法人の概要

法人名	医療法人社団 山本記念会
所在地	横浜市都筑区東山田町 1552
代表者	理事長 山本 百合子
職員数	460名(非常勤含む)
設立	昭和59年5月
法人事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病 院 (山本記念病院) ・診療所 (やまびこクリニック・日吉本町クリニック・都筑ふれあいの丘クリニック・すみれが丘そよかぜクリニック・すみれが丘ひだまりクリニック) ・訪問看護 (やすらぎ訪問看護ステーション・新吉田訪問看護ステーション・すみれが丘訪問看護ステーション) ※居宅介護支援事業併設 (やすらぎ・新吉田・すみれが丘) ・訪問介護 (ケアステーションすみれが丘) ・通所リハビリテーション (やまびこ・日吉本町・そよかぜ) ・通所介護 (アクティブライフライフライズ・エールサポート) ・サービス付き高齢者住宅 (夢別邸)

令和7年5月19日改定施行
 令和7年6月21日改定施行

令和7年5月1日現在

1 居宅介護支援の介護報酬に係る費用

居宅介護支援費(Ⅰ)

取扱件数	単位数	費用総額	説明等
居宅介護支援(i)要介護1又2	1,086	12,076	1月につき
居宅介護支援(i)要介護3、4又は5	1,411	15,690	
居宅介護支援(ii)要介護1又2	544	6,049	
居宅介護支援(ii)要介護3、4又は5	704	7,828	
居宅介護支援(iii)要介護1又2	326	3,625	
居宅介護支援(iii)要介護3、4又は5	422	4,692	

初回加算	300	3,336	1月につき
入院時情報連携加算Ⅰ	250	2,780	1月につき
入院時情報連携加算Ⅱ	200	2,224	
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450	5,004	1回につき
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600	6,672	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600	6,672	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750	8,340	
退院・退所加算(Ⅲ)	900	10,008	
通院時情報連携加算	50	556	1月につき
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,224	月2回限度
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,448	1月につき
事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者の場合	所定単位数×95/100		
同一の建物に20人以上利用者が居住する場合	所定単位数×95/100		

※地域単価は11.12円(横浜市、2級地の単価)

※利用者負担額はありません。

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	<p>当事業所の通常の事業の実施地域(横浜市都筑区全域・港北区全域・青葉区全域、川崎市高津区全域・宮前区全域)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。</p> <p>通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道 1kmあたり 100円</p>

③減算料金

<p>運営基準減算 * 右記の項目について一つでも該当すれば減算となる。</p>	<p>所定単位数の100分の50に相当する単位数の減算(2ヶ月以上継続している場合は、算定不可)</p>	<p><減算要件></p> <p>① 居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅を訪問し、面接しているか ・サービス担当者会議を開催したか ・ケアプランを利用者、家族に説明、文書による同意を得て、利用者、サービス事業所の担当者に交付したか <p>② 居宅サービス計画を新規に作成した場合、および要介護認定の更新、変更認定を受けた場合にサービス担当者会議を行っていない</p> <p>③ 居宅サービス計画の作成後の実施状況の把握にあたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の事情がなく、ひと月に一度利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない ・モニタリングの結果を記録していない状態がひと月以上継続している <p>④ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、下記について文書を交付して説明を行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等と紹介するよう求めることができること ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができること
--	--	---

※地域単価は11.12円(横浜市 2級地の単価)

※利用者負担額はありません。(例外あり)

令和7年5月施行